委 託 契 約 書

新潟県病院事業管理者（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、令和８年度信頼される県立病院づくり調査事業委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）業務の名称　　令和８年度信頼される県立病院づくり調査事業委託

（２）業務の内容　　別紙仕様書のとおり

（実施の方法）

第２条　乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第３条　業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約を締結した日から令和９年３月 12 日までとする。

（委託料）

第４条　業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金　　円とする。

（うち、取引にかかる消費税及び地方消費税の額　金　　円）

（契約保証金）

第５条　乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金　　円以上を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。

４　契約保証金は、第 14 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

５　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

６　乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第３項の定めにより交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。

７　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（権利の譲渡等の制限）

第６条　乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引

き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第７条　乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（実施調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め､又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第９条　業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

２　乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（実績報告書の提出）

第 10 条　乙は、業務を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第 11 条　甲は、実績報告書を受理したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

２　乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の補正に要する経費は、すべて乙の負担とする。

３　第１項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する経費は、すべて乙の負担とする。

（委託料の支払）

第 12 条　乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

（1）乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
（2）乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
2　甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（1）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
（3）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
（4）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
（5）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
（6）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（7）乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
3　乙は、前２項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）
第 14 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）
第 15 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（著作権等の帰属）
第 16 条　この業務により作成された成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）等の権利は、すべて甲に帰属するものとする。また、乙は成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

（個人情報の保護）
第 17 条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（「暴力団等の排除に関する誓約書」の提出）
第 18 条　乙は、この契約の締結に際して、別紙「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

（疑義等の決定）
第 19 条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　日

新潟市中央区新光町４番地１
甲　新潟県病院事業管理者
金井　健一

住所
乙　商号
代表者　○○　○○　印

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第 10　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第 11　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和８年　月　日

新潟市中央区新光町４番地１
新潟県病院事業管理者
　　金井　健一　様

住所
商号
代表者　　印

私は、新潟県病院事業管理者と委託契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

１　自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
（４）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
（６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
（７）（３）から（６）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

２　１の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（１）若しくは（２）に該当する場合には、新潟県病院事業管理者に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。
（１）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が１（１）から（７）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（２）乙が、１（１）から（７）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（２（１）に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。